# 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度実施要領

# 1 趣 旨

この要領は、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度(以下「登録制度」という。) について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 目 的

「仕事と家庭の両立」支援に取り組むことを宣言する企業等を、県が登録して支援するとともに、当該企業等の取組内容を県内外に広く紹介することなどにより、企業等における次世代育成支援対策及び仕事と生活の調和の推進と、社会的気運の醸成を図る。

## 3 募集方法等

(1) 募集対象

広島県内に所在する企業等

(2) 募集内容

企業等のトップ自らによる、労働者の仕事と子育ての両立や地域における子育て等を支援する旨の取組宣言(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく一般事業主行動計画策定届により都道府県労働局に届け出た取組内容の公表)及び仕事と介護の両立を支援する旨の取組宣言(取組内容の公表)

## (3) 募集方法

取組宣言書(様式1号)を県に提出させる。

## 4 登録基準等

- (1) 県は、応募のあった企業等(以下「応募企業等」という。)の宣言する取組内容を確認し、登録基準に適合すると認められるときは、当該応募企業等を登録する。
- (2) 登録基準は、次のとおりとする。(ア、イ及びエは必須。)
  - ア 都道府県労働局に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出ていること、又は次世代法第15条の2の規定による認定(以下「特例認定」という。)を受けていること
  - イ 都道府県労働局に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出ている場合にあっては、一般事業主行動計画に定めた事項のうち、次に掲げる事項のいずれかについて、取り組むことを宣言(公表)すること(1つでも可。)、特例認定を受けている場合にあっては、次世代法第15条の3第2項の規定による次世代育成支援対策の実施の状況の公表をすること
    - ① 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を 支援するための雇用環境の整備に関する事項
    - ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項
    - ③ ①及び②以外の次世代育成支援対策に関する事項
  - ウ イに加えて、介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するため の雇用環境の整備に関する事項について取り組む場合は、その内容を宣言(公表) すること
  - エ 宣言する取組内容が、応募企業等の現状を少しでも前進させるものであること

(3)登録の有効期間は、登録日から一般事業主行動計画の計画期間の終了の日又は令和 17年3月31日のいずれか早い日までとする。

### 5 登録の効果等

- (1) 県は、登録した企業等(以下「登録企業等」という。)に登録証(様式2号)を交付するとともに、県ホームページ及び県広報媒体を活用して広報する。
- (2) 県は、登録企業等に対し、県の定める登録マークを企業案内等に使用することを認める。
- (3) 県は、登録企業等に対し、情報提供や助言等の支援に努める。

## 6 取組状況の確認

- (1) 県は、必要に応じて、登録企業等の取組状況について調査、確認することができる。
- (2) 登録企業等は、登録期間満了後、すみやかに取組状況について報告すること(様式 3号)。

## 7 登録の更新

- (1)登録企業等が登録の更新を希望する場合は、取組宣言書(様式1号)を登録証の有効期間満了日までに提出しなければならない。
- (2) 県は、取組宣言書を提出した登録企業等の取組内容を確認後、登録の更新を認める ときは登録証(様式2号)を交付する。この場合において、更新後の登録証の有効期 間は、更新前の登録証の有効期間満了日の翌日から一般事業主行動計画の計画期間の 終了の日又は令和17年3月31日のいずれか早い日までとする。

## 8 登録の取消し

- (1) 県は、企業等が登録企業等として適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- (2) 登録の取消しがあった場合、企業等は、遅滞なく県に登録証を返納する。

## 9 登録企業等の支援募集

登録企業を支援しようとする者は、事前に、登録企業支援申込書(様式4号)を県に提出し協議するものとする。

## 10 その他

- (1) 仕事と子育ての両立等に関する事項は人的資本経営促進課が担当し、仕事と介護の 両立に関する事項は雇用労働政策課が担当する。
- (2) この要領に定めるもののほか、登録制度などに関し必要な事項は、人的資本経営促進課担当課長(女性活躍担当)と雇用労働政策課長が別に協議して定める。

附則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年2月9日から施行する。 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に登録証の交付を受けている企業等の登録の有効期間については、改正後の規定にかかわらず、当該登録証の有効期間までとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年11月19日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年1月18日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月2日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 目

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月26日から施行し、改正後の4(1)及び7(2)の規定は、 令和6年5月31日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領による登録企業等(登録の有効期限が令和7年3月31日とされているものに限る。)については、当該登録企業等の一般事業主行動計画の終了の日まで登録の有効期限を延長するものとする。
- 3 県は、前項の規定により有効期限が延長された登録企業等に対し、当該延長後の有効 期間が記載された登録証(様式2号)を交付するものとする。この場合、当該登録証が 交付される以前に交付されていた登録証は失効するものとする。
- 4 改正前の要領による登録企業等に対して交付された登録証については、前項の規定による延長後の有効期間が記載されている登録証が交付される前であっても、当該延長後の有効期間が記載されているものとみなす。